

湯浅町持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経営が悪化し、国の持続化給付金の給付を受けた事業者に対して、国の持続化給付金の給付額の4分の1の額を加算給付します。

給付対象者

- ・町内に主たる事業所を有し、事業を営んでいる個人事業者、及び町内に本社を有する法人
- ・国の持続化給付金の給付を受けた事業者

給付金額

国の持続化給付金の給付額の4分の1を上限とします。

※個人事業者の場合 最大 25 万円、法人の場合 最大 50 万円

申請期間

令和2年6月1日～令和3年2月28日(受付時間:平日午前8時30分～午後5時00分)

提出書類

- ・湯浅町持続化給付金交付申請書(別記第1号様式)
- ・誓約書(別記第2号様式)
- ・国の持続化給付金の給付通知書の写し
- ・個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が分かる書類(確定申告書の写し等)、法人の場合は本社の所在地が分かる書類(法人謄本等)の写し
- ・本人確認証明書の写し(運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等の写し)
- ・振込先口座の通帳の写し

※各様式について、湯浅町公式ホームページからダウンロードするか、産業建設課でお受け取りください。

http://www.town.yuasa.wakayama.jp/smarts/index/232/#page232_2119_1417



注意事項

- ・申請書等の提出書類につきましては、窓口へ直接持参してください。郵送での申請は受付していません。
- ・書類や申請内容を審査し疑義が生じた場合、給付金を給付できない場合があります。

申請受付窓口・問合せ

湯浅町役場産業建設課農水商工係(18番窓口)

TEL : 0737-64-1124(直通)

FAX : 0737-63-4150

E-mail : sangyou2@town.yuasa.lg.jp